

扶養状況説明書 A 【配偶者・子の申請用】

(被扶養者(異動)届 添付書類)

原則として次のような方は被扶養者となることはできません。

- 1. 年間収入が130万円(60歳以上または障害厚生年金受給者等は180万円)以上ある方。
- 2. 年間収入が130万円()未満であっても、被保険者の収入額の2分の1以上となる方。
- 3. 雇用保険の失業給付金(待機期間・給付制限期間を含む)や、健康保険の傷病手当金を受給しているかまたは、これから受給する予定の方。
[各給付金の受給終了後に申請してください]
- 4. 子の申請時、年間収入額が被保険者より配偶者の方が多い方。

次の場合、この扶養状況説明書は不要です。

- a. 出生による「子」の申請で「配偶者」が既に認定されている場合(※ただし、あなたと子との姓が同一の場合に限ります)
- b. 被保険者の新規資格取得に伴う「子」の申請時で、離婚・未婚・死別により配偶者が無いときに、被扶養者(異動)届の「備考欄」にその旨を記入している場合(※ただし、就労したことのない全日制の学生・生徒、児童に限ります)

以下の設問内の該当する番号に○、または必要事項を記入してください。

1. 申請するご家族 (被保険者との続柄区分が(4)の方は、この説明書を一人につき一枚ずつ作成してください)

被保険者との続柄区分	ご家族の氏名	続柄	職業・学年	同居/別居	年間収入額(見込)	
(1) 配偶者	まとめて右欄へ記入してください。	健保 花子	妻	無職	同居・別居	0 万円
(2) 子: 乳幼児、未就学児童						万円
(3) 子: 全日制の学生、生徒						万円
(4) 子: 夜間部または通信教育課程の学生・生徒、その他						万円

2. 申請の事由

- (1) 新規に被保険者資格を取得したため
- (2) 被保険者との婚姻による申請
- (3) 失業給付の受給終了に伴う申請
- (4) 退職したことによる申請
→失業給付の受給は? [a 受給延長 b 受給しない c 受給権なし]
- (5) 出生した子の申請
- (6) その他 []

上記(2)~(6)に該当の場合、その事由の発生日(例:結婚した日、失業給付金の受給終了日等) → 令和 元 年 9 月 30 日

3. 申請するご家族が加入していた(る)医療保険 (出生した子を申請する場合は記入する必要はありません。)

- (1) 他の健康保険、共済組合 (a 本人 b 家族) (3) 任意継続被保険者 (a 本人 b 家族) (4) その他 ()
 - (2) 国民健康保険
- ↳ 任意継続の資格喪失証明書を添付してください。

4. 申請するご家族の、現在の収入/就労状況等 (上記1欄の(2)または(3)に該当する方は記入する必要はありません。)

収入があるとき	(1) 給与収入(パート・アルバイト等) 約 万円/月 約 万円/年間	(2) 各種年金収入の計(老齢・障害等) 約 万円/月 約 万円/年間	(3) その他の収入() 約 万円/月 約 万円/年間	⇒ 下記(1)の『収入額(農業、事業、自営、他からの送金等すべて)が確認できる書類』を添付してください。	
収入が無いとき	(1) 専業主婦(夫)	(2) 求職活動中、失業給付金の受給延長期間中	(3) 全日制の学生、生徒(専門、予備校を含む)		離職後1年以内の場合は退職日を記載してください。 → 令和 元 年 9 月 30 日
	(4) その他 []	【無職・無収入の申告欄】(必ず、レ点をして申告してください)			

申請する対象者は現在無職で収入がありません。また、今のところ就労(就職)する予定もありません。

5. 雇用保険の失業給付についての申告欄 = 離職後1年以内の方、失業給付の受給を延長(中)の方は必ずレ点をして申告してください。

(上記1欄の(2)または(3)、2欄の(3)に該当する方は記入する必要はありません。)

- 申請する家族には、失業給付の受給(権)はありません。 → [理由: a. すでに受給終了 b. 雇用保険に未加入 c. 加入期間不足 d. その他]
- 申請する家族は、受給期間を延長のため失業給付を受給しません。なお、失業給付を受けるときは、被扶養者(減)の異動届を届け出ます。
- 申請する家族は、就労する意志がないため失業給付金の受給手続きを行いません。
⇒ 「離職票1・2」「雇用保険資格喪失確認通知書」「雇用保険受給期間延長通知書」「雇用保険受給資格者証(両面)」「雇用保険未加入の旨が記載のある退職証明書」のいずれかの(写)を添付してください。

6. 被保険者の配偶者が子を被扶養者にできない状況 (配偶者を申請する場合、または既に認定されている場合は記入する必要はありません。)

- (1) 配偶者なし → [a. 離婚 b. 死別 c. 未婚 d. その他 ()]
- (2) 配偶者は被保険者より収入が少ない → 収入額 約 万円/年間 → 下記(1)の『収入額が確認できる書類』を添付してください。
- (3) 配偶者は求職活動中・失業中のため ⇒ 「雇用保険受給資格者証(両面)」の(写)など、その状況が確認できる書類を添付してください。
- (4) その他 []

7. 被保険者と同一世帯に属していない(別居等)状況 (被保険者と同居の場合は記入する必要はありません。)

別居の理由 ※なお、状況によっては、送金(仕送り)額ならびにその事実確認書類が必要となることがあります。

配偶者: a. 単身赴任による () b. その他 ()

子: a. 通学のため () b. その他 ()

(1) 『収入額が確認(年間収入額が推測)できる書類』とは

(確認書類はその方の就労また収入形態等により異なります。)

- ① 直近の「給与明細(写)」を3ヶ月分 ← 給与収入があるとき
- ② 直近の「年金振込通知書等(写)」等 ← 各種年金収入があるとき
- ③ 「確定申告書(控の写)」と「収入内訳書(写)」等 ← 事業収入があるとき

(3) 被扶養者申請にあたっての留意点

- ① 被扶養者は、健保組合で審査を行い決定しますので、申請を行えば必ず認定されるものではありません。また、認定後も扶養事実確認のための調査(検認)を行うことがあります。
- ② 申請内容によっては、追加書類の提出を求められることがあります。

【リーガル健康保険組合】 TEL 047-304-7390

(2) 上記各欄に記載されている以外に必要な書類(例)

- ① 18歳以上の学生、生徒の場合、当年度の在学が確認できる「学生証(写)」または「在学証明書」。(高校生以下は必要ありません。)
- ② 被保険者と申請家族の姓が異なる場合、「住民票」や「外国人登録原票記載事項証明書」等、被保険者との続柄が確認できる書類。

上記のとおり相違ありません。 令和 元 年 10 月 2 日

被保険者 健保 太郎

健保